

新旧対照表

【ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="255 323 1034 387"><u>ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて</u></p> <p data-bbox="163 432 1126 608">標記のことについて、「<u>ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令</u>」（令和 8 年政令第 224 号。以下「令」という。）の<u>実施に関する取扱い</u>については、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p> <p data-bbox="629 651 658 679">記</p> <p data-bbox="170 722 969 786">1 「本邦に輸出」及び「本邦に輸出した国又は地域」の意義（省略）</p> <p data-bbox="170 834 739 863">2 経済産業大臣の発給する証明書の取扱い 令第 1 条第 3 項に規定する経済産業大臣の発給する証明書が輸入申告等（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条に規定する輸入申告、同法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告並びに同法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）及び第 62 条の 10 の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。 なお、当該証明書が提出された場合においては、後記 3 の原産地証明書の確認を要しないので留意する。 (1) <u>令第 1 条第 3 項</u>に規定する経済産業大臣の発給する証明書に押印された経済産業大臣の印を確認する。 (2)及び(3) （省略）</p> <p data-bbox="170 1310 651 1339">3 原産地を証明した書類等の取扱い 令第 1 条第 1 項第 1 号に規定するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板（以下「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板」という。）の輸入申告等の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次</p>	<p data-bbox="1240 323 2020 387"><u>ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて</u></p> <p data-bbox="1149 432 2112 608">標記のことについて、「<u>ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>」（令和 8 年政令第 224 号。以下「令」という。）の<u>施行に伴う取扱い</u>については、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p> <p data-bbox="1615 651 1644 679">記</p> <p data-bbox="1155 722 1955 786">1 「本邦に輸出」及び「本邦に輸出した国又は地域」の意義（同左）</p> <p data-bbox="1155 834 1724 863">2 経済産業大臣の発給する証明書の取扱い 令第 1 条第 2 項に規定する経済産業大臣の発給する証明書が輸入申告等（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条に規定する輸入申告、同法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告並びに同法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）及び第 62 条の 10 の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。 なお、当該証明書が提出された場合においては、後記 3 の原産地証明書の確認を要しないので留意する。 (1) <u>令第 1 条第 2 項</u>に規定する経済産業大臣の発給する証明書に押印された経済産業大臣の印を確認する。 (2)及び(3) （同左）</p> <p data-bbox="1155 1310 1637 1339">3 原産地を証明した書類等の取扱い 令第 1 条第 1 項第 1 号に規定するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板（以下「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板」という。）の輸入申告等の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次</p>

新旧対照表

【ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>による。</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>① 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書（課税価格の総額が 20 万円以下の貨物を除かない。以下同じ。）とする。</p> <p>輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、原産地証明書の確認を行うものとし、原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達 68－3－8 及び 68－3－9 の規定を準用する。</p> <p>郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。</p> <p>なお、輸入貨物が輸入申告等の内容により令第 1 条第 1 項に規定する特定貨物（以下「特定貨物」という。）に該当すると認められる場合であっても、<u>同項に規定する不当廉売関税（以下単に「不当廉売関税」という。）</u>の税率の適用のために必要と認めるときは、輸入者に対し原産地証明書の提出を求めることとする。</p> <p>② 令第 3 条第 3 項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 28 条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）8 の 2－7 の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、輸入者が「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する<u>不当廉売関税</u>に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式 1）2 通（原本、通知用）を提出することにより行うこととする。原産地証明書の提出を猶予するときは、提出期限を記載し、うち 1 通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における提出期限は、原則として猶予の申請の日から 2 か月以内で適当と認める日とする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>4 本邦に輸出した国又は地域を証する書類等の取扱い（省略）</p>	<p>による。</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>① 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書（課税価格の総額が 20 万円以下の貨物を除かない。以下同じ。）とする。</p> <p>輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、原産地証明書の確認を行うものとし、原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達 68－3－8 及び 68－3－9 の規定を準用する。</p> <p>郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。</p> <p>なお、輸入貨物が輸入申告等の内容により令第 1 条第 1 項に規定する特定貨物（以下「特定貨物」という。）に該当すると認められる場合であっても、<u>同項に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）</u>の税率の適用のために必要と認めるときは、輸入者に対し原産地証明書の提出を求めることとする。</p> <p>② 令第 3 条第 3 項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 28 条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）8 の 2－7 の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、輸入者が「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する<u>暫定的な不当廉売関税</u>に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式）2 通（原本、通知用）を提出することにより行うこととする。原産地証明書の提出を猶予するときは、提出期限を記載し、うち 1 通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における提出期限は、原則として猶予の申請の日から 2 か月以内で適当と認める日とする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>4 本邦に輸出した国又は地域を証する書類等の取扱い（同左）</p>

新旧対照表

【ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
<div>5 ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産を証する書類等の取扱い (省略)</div> <div>6 不当廉売関税が課されるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の納税申告の方法 不当廉売関税が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達 67－4－17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。 (1) 一般税率（令第 4 条に規定する法の別表の税率をいう。）による関税（以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、<u>不当廉売関税</u>に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。 (2) (省略) (3) <u>不当廉売関税</u>に関する申告事項の記載要領については、次による。 <div>① 「<table><tr><td>酒</td><td></td><td>石</td><td></td><td>消</td><td></td><td>地</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>」の欄中 「<table><tr><td>地</td><td></td></tr></table>」の次に 「<table><tr><td>AD</td><td></td></tr></table>」と記載させる。 なお、「AD」は、<u>不当廉売関税</u>を表すものとする。 ②～④ (省略) ⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する<u>不当廉売関税</u>の税率を記載する。 ⑥ 「内国消費税等税額」欄には、<u>不当廉売関税</u>の額を邦価で円単位まで記載する。 ⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の 100 円未満は切捨て）を記載する。 また、2 欄目の右欄に「AD 税」と記載し、左欄に不当廉売関税の額</div></div>	酒		石		消		地				地		AD		<div>5 ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産を証する書類等の取扱い (同左)</div> <div>6 暫定不当廉売関税が課されるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の納税申告の方法 暫定不当廉売関税が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達 67－4－17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。 (1) 一般税率（令第 4 条に規定する法の別表の税率をいう。）による関税（以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、<u>暫定不当廉売関税</u>に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。 (2) (同左) (3) <u>暫定不当廉売関税</u>に関する申告事項の記載要領については、次による。 <div>① 「<table><tr><td>酒</td><td></td><td>石</td><td></td><td>消</td><td></td><td>地</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>」の欄中 「<table><tr><td>地</td><td></td></tr></table>」の次に 「<table><tr><td>暫AD</td><td></td></tr></table>」と記載させる。 なお、「暫AD」は、<u>暫定不当廉売関税</u>を表すものとする。 ②～④ (同左) ⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する<u>暫定不当廉売関税</u>の税率を記載する。 ⑥ 「内国消費税等税額」欄には、<u>暫定不当廉売関税</u>の額を邦価で円単位まで記載する。 ⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の 100 円未満は切捨て）を記載する。 また、2 欄目の右欄に「暫AD 税」と記載し、左欄に暫定不当廉売関</div></div>	酒		石		消		地				地		暫AD	
酒		石		消		地																							
地																													
AD																													
酒		石		消		地																							
地																													
暫AD																													

新旧対照表

【ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（合計額の 100 円未満は切捨て）を記載する。</p> <p>(4) 納付すべき一般関税及び<u>不当廉売関税</u>の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。</p> <p>① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「<u>AD 税</u>」と記載し、<u>不当廉売関税</u>に係る延長する税額を記載する。</p> <p>② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び<u>不当廉売関税</u>の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p> <p>(5) （省略）</p> <p>7 免税等</p> <p>一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物（一般関税が無税とされている貨物については、当該貨物に一般関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）である場合においては、<u>不当廉売関税</u>についても同様に軽減又は免除されることとなるので留意する。</p> <p>8 <u>不当廉売関税</u>が課される申告の端数計算</p> <p><u>不当廉売関税</u>が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。</p>	<p>税の額（合計額の 100 円未満は切捨て）を記載する。</p> <p>(4) 納付すべき一般関税及び<u>暫定不当廉売関税</u>の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。</p> <p>① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「<u>暫 AD 税</u>」と記載し、<u>暫定不当廉売関税</u>に係る延長する税額を記載する。</p> <p>② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び<u>暫定不当廉売関税</u>の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p> <p>(5) （同左）</p> <p>7 免税等</p> <p>一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物（一般関税が無税とされている貨物については、当該貨物に一般関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）である場合においては、<u>暫定不当廉売関税</u>についても同様に軽減又は免除されることとなるので留意する。</p> <p>8 <u>暫定不当廉売関税</u>が課される申告の端数計算</p> <p><u>暫定不当廉売関税</u>が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。</p>

新旧対照表

【ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(例) 特定貨物の例</p> <p>① 一般関税 (CIF 価格) (税率 (協定税率)) 3, 285, 932円 無税 ↓ 3, 285, 000円 × 0 = 0円 (端数処理前) (端数処理後)</p> <p>② 不当廉売関税 (CIF 価格) (税率) 3, 285, 932円 42.1% ↓ 3, 285, 000円 × 0.421 = 1, 382, 985円 (端数処理前) ↓ 1, 382, 900円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) 3, 285, 932円 + 1, 382, 900円 = 4, 668, 832円 7.8% ↓ 4, 668, 000円 × 0.078 = 364, 104円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 364, 100円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率) 364, 100円 22/78 364, 100円 × 22 ÷ 78 = 102, 694円 (端数処理前) ↓ (円単位未満切捨て) 102, 600円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>9 納付手続等 <u>不当廉売関税</u>の納付手続等については、次による。 (1) <u>不当廉売関税</u>の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。</p>	<p>(例) 特定貨物の例</p> <p>① 一般関税 (CIF 価格) (税率 (協定税率)) 3, 285, 932円 無税 ↓ 3, 285, 000円 × 0 = 0円 (端数処理前) (端数処理後)</p> <p>② <u>暫定不当廉売関税</u> (CIF 価格) (税率) 3, 285, 932円 42.1% ↓ 3, 285, 000円 × 0.421 = 1, 382, 985円 (端数処理前) ↓ 1, 382, 900円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) 3, 285, 932円 + 1, 382, 900円 = 4, 668, 832円 7.8% ↓ 4, 668, 000円 × 0.078 = 364, 104円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 364, 100円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率) 364, 100円 22/78 364, 100円 × 22 ÷ 78 = 102, 694円 (端数処理前) ↓ (円単位未満切捨て) 102, 600円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>9 納付手続等 <u>暫定不当廉売関税</u>の納付手続等については、次による。 (1) <u>暫定不当廉売関税</u>の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。</p>

新旧対照表

【ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、納付書の各片には、その余白部分に「AD」と朱書きし、<u>不当廉売関税</u>の納付であることを明確にする。</p> <p>(2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と<u>不当廉売関税</u>を別々に行うこととする。</p> <p>10 <u>還付の請求の取扱い</u> <u>令第 5 条に規定する還付の取扱いは次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>関税定率法第 8 条第 32 項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式 2。以下「還付請求書」という。）2 通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定」（平成 29 年会計検査院訓令 29 検第 402 号）第 17 条第 1 項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》に規定する書類を送付する必要がある場合（同条第 2 項の規定により、その支払決定の額が 300 万円を超えない書類について保管する場合を除く。）には 1 通を加える。）を税関長に提出することを求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>還付請求があった場合には、還付請求書のほか、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。</u></p> <p>イ <u>令第 5 条に規定する計算期間において、令第 1 条第 1 項に規定する特定国等の需要者に販売したニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の販売に関する証拠</u></p> <p>ロ <u>令第 5 条に規定する計算期間において、令第 1 条第 1 項に規定する特定国等から本邦に向けて輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に係る生産者の諸経費、利潤等に関する証拠</u></p> <p>(3) <u>還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。</u></p> <p>イ <u>受理担当官は、当該請求書の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。</u></p>	<p>なお、納付書の各片には、その余白部分に「<u>暫 AD</u>」と朱書きし、<u>暫定不当廉売関税</u>の納付であることを明確にする。</p> <p>(2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と<u>暫定不当廉売関税</u>を別々に行うこととする。</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ロ 統括審査官は、受理した請求書を（支署、出張所にあつては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に送付する。</u></p> <p><u>ハ 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該請求書及び上記(2)に規定する添付書類 1 通を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。</u></p>	